

# 単価契約書（案）

富山県（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、富山県が保有する除雪機械の整備に関して、次の条項により、契約を締結する。

（契約の内容）

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| （1）品名及び品質 | 別紙内訳書のとおり          |
| （2）単価     | 別紙内訳書のとおり          |
| （3）契約期間   | 契約締結日から令和7年3月31日まで |
| （4）納入場所   | 県指定場所              |
| （5）契約保証金  | 金 円                |

（納入方法）

第2条 受注者は、前条第3号の契約期間中、発注者の発注あるごとに、その都度指定する期日までに整備を完了し、物品を納入するものとする。この場合、受注者は、完了届をもってその旨を発注者に通知するものとする。

（検査）

第3条 発注者は、前条の通知を受けたときは、検査を行う。

- 2 第1項の検査に合格しないときは、受注者は、発注者の指定する期日までに整備を完了するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。
- 3 検査に合格したときは、発注者は、現品を受領する。
- 4 検査に必要な費用及び検査のために変質、消耗又はき損したものの損失は、すべて受注者の負担とする。

（危険負担）

第4条 前条第3項の受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて受注者の負担とする。

（契約不適合責任）

第5条 発注者は、除雪機械の整備に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、発注者は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において代金の減額の割合は引渡しの日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額の請求（以下「代金減額請求」という。）、損害

賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときはすることはできない。

- 5 発注者が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

(代金の支払)

第6条 受注者は、毎月10日までに前月中に検査に合格した分をとりまとめ、発注者の確認を得てその代金の支払を発注者に別添仕様書様式－3により請求することを基本とし、発注者は、受注者からの支払請求書を受理してから30日内に代金を支払うものとする。

(履行遅滞)

第7条 受注者が発注者の指定する日までに納入しない場合は、発注者は、特に遅滞料を徴収して延期を承認することができる。この場合の遅滞料は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ売買代金（延滞物品の数量に第1条第2号の単価を乗じた額）につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した金額とし、売買代金支払の際に売買代金から控除するものとする。

- 2 天災地変等その他受注者の責めに帰することができない理由により、発注者がやむを得ないと認めるとき、又は、発注者の都合により納入期日が遅れたときは、遅滞料を徴収しないものとする。

(事情変更)

第8条 発注者は、必要があるときは、整備の内容を変更させることができるものとする。

- 2 この契約締結後において、市場価格に著しい変動があった場合は、発注者及び受注者が協議のうえ、第1条第2号の単価を変更することができるものとする。

(発注者の解除権)

第9条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みが明らかにないと発注者が認めるとき。  
(2) 受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。  
(3) 受注者がこの契約条項に違反したとき。  
(4) 発注者が行う検査に際し、受注者又はその代理人等が係員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正な行為があったとき。  
(5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時物品の納入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与して

いると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。

(6) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

ウ 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合においては、発注者は、履行部分に対して相当と認める金額を支払い、引渡しを受けることがある。その他のものについては、受注者は遅滞なく引き取るものとする。

3 発注者は、第1項の場合のほか、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約において苦情の申立てがあり、発注者が必要と認めるときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

（苦情の申立てに係る契約停止）

第10条 特例政令の規定が適用される契約において苦情の申立てがあり、発注者が必要と認めるときは、この契約の一部又は全部を停止することができる。

（違約金及び損害賠償）

第11条 受注者は、次の各号のいずれかに該当し、この契約が解除されたときは、発注者にこの契約期間中の予定発注総数量に単価を乗じて得た金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第5条第2項及び第9条第1項の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 受注者は、第1項の場合において発注者に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

4 第9条第3項の規定による契約の一部又は全部の解除により受注者に損害が生じた場合において、発注者が必要と認めるときは、発注者はその損害を賠償するものとする。

(賠償の予約)

第12条 受注者は、この契約に関して第9条第1項第6号ア、イ、ウのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約期間中の予定発注総数量に単価を乗じて得た金額の10分の2に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第9条第1項第6号ア又はイに該当し、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 第9条第1項第6号ウに該当し、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、契約期間の終了後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者が超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(費用の負担)

第13条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要なすべての費用は受注者の負担とする。

(権利義務の譲渡)

第14条 受注者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持)

第15条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

(再委託等の禁止)

第16条 受注者は、委託業務の処理を自ら行うものとし、第三者に処理を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けた場合は、この限りでない。

(協議)

第17条 この契約について疑義が生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者が協議のうえ定めるものとする。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関して生じた発注者受注者間の紛争については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 富山市新総曲輪1番7号  
富山県知事 新田八朗

受注者

## 内訳書

品名	規格	単位	契約単価	備考
労務費		h		
車検代行料		台		
エンジンオイル	SM	ℓ		注1
エンジンオイル	SN/CF	ℓ		注1
エンジンオイル	SN/GF-5	ℓ		注1
エンジンオイル	CD	ℓ		注1
エンジンオイル	DH-1/CF	ℓ		注1
エンジンオイル	DH-2/CF-4	ℓ		注1
エンジンオイル	CF-4	ℓ		注1
エンジンオイル	CI-4	ℓ		注1
エンジンオイル	CJ-4	ℓ		注1
エンジンオイル	CK-4	ℓ		注1
エンジンオイル	DH-2 DEUTZ用	ℓ		注1
ギヤオイル	GL-3	ℓ		注1
ギヤオイル	GL-4	ℓ		注1
ギヤオイル	GL-5	ℓ		注1
ギヤオイル	純正ハイギヤオイル	ℓ		注1
ギヤオイル	SYGO-80W90	ℓ		注1
ギヤオイル	#90	ℓ		注1
ブレーキオイル	BF-3	ℓ		注1
ブレーキオイル	BF-4	ℓ		注1
ブレーキオイル	純正湿式ブレーキオイル	ℓ		注1
作動油	2号	ℓ		注1
作動油	ATF	ℓ		注1
作動油	S2V	ℓ		注1
作動油	#46	ℓ		注1
作動油	#32	ℓ		注1
作動油	#10	ℓ		注1
作動油	純正スーパーハイドロ46	ℓ		注1
作動油	純正HSTオイル	ℓ		注1
作動油	純正ユニバーサルトルクオイル	ℓ		注1
トルクコンバータ油		ℓ		注1
不凍液	LLC	ℓ		注1
不凍液	LLCオールシーズン	ℓ		注1
不凍液	スーパーLLC	ℓ		注1
不凍液	スーパークリアント46%希釈	ℓ		注1
不凍液	LCC DEUTZ純正	ℓ		注1
グリース	一般用	kg		
シャーシグリース		kg		
ホイールベアリンググリース		kg		
パワーラインオイル	#30	ℓ		注1
アクスルオイル	SAE80W	ℓ		注1
アクスルオイル	純正 ニューアクスルオイル	ℓ		注1

※契約単価には消費税及び地方消費税を含まない。

※部品値引率は %とする。

注1単価には廃油処理費を含む。